② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③ have Grade A or B or C or D in "Sales of products" for participating in tenders by Ministry of Health Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region,
④ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify,
⑺ Time-limit of tender : 5 : 00 PM 23 May, 2017
⑻ Contact point for the notice : Procurement Section, Accounting Division, Kanto Rosai Hospital 1―1 Kizukisumiyoshi-cho Nakahara-ku Kawasaki-shi Kanagawa-ken 211―8510 Japan TEL 044―411―3131

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年3月31日
契約担当役
独立行政法人労働者健康安全機構
総合せき損センター院長　芝　啓一郎
◎調達機関番号　590　◎所在地番号　40
○第158号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達件名及び数量　総合せき損センターで使用する電気の調達　予定契約電力　1,310kW　予定使用電力量　3,800,000kWh
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　平成29年7月1日から平成30年6月30日まで
⑸　需要場所　総合せき損センター
⑹　入札方法　入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
⑷　平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の販売」において、開札時までにA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
⑸　電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
⑹　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
⑺　入札説明会に参加した者であること。
⑻　入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒820―8508 福岡県飯塚市伊岐須550―4
総合せき損センター会計課契約係　熊谷徳子　電話0948―24―7500
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記3⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成29年5月22日17時
⑷　開札の日時及び場所　平成29年5月23日14時　総合せき損センター会議室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第42条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting Entity : Keiichiro Shiba The Obligating Officer, Director Administration Department, Japan Organization of Occupatinnal Health and Safety Spinal Injuries Center
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the sevices to be required : About 3,800,000kWh Electricity
⑷　Delivery date : 1 July, 2017 through 30 June, 2018
⑸　Delivery place : Spinal Injuries Center
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③ have Grade A or B or C in "Sales of products" for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kyusyu-Okinawa Region,
④ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify,
⑺　Time-limit of tender : 5 : 00 PM 22 May, 2017
⑻　Contact point for the notice : Noriko Kumagai Procurement Section, Accounting Division, Spinal Injuries Center 550―4 Igisu Iizuka-shi Fukuoka-ken 820―8508 Japan TEL 0948―24―7500

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年3月31日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
福島病院長　氏家　二郎
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　07
○第02103号（№02103）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　75
⑵　購入等件名及び数量　院内清掃業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　平成29年7月1日から平成32年6月30日まで。
⑸　履行場所　独立行政法人国立病院機構福島病院
⑹　入札方法　入札金額については、⑷に定める履行期間に行う⑵購入等件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第6条の規定に該当しない者であること。